

県有施設への電気自動車用充電設備導入事業に係る 実施事業者の公募について

運輸部門の脱炭素化に向け、電気自動車の普及加速を図るため、利便性の高い充電インフラ環境を構築すべく、県有施設に「初期費用・維持費用ゼロ円モデル(※)」を活用した電気自動車用充電設備の導入を行うこととし、次のとおり、実施事業者の公募を開始する。

（※実施事業者が、経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下、国補助金という。）」を活用することで、設置先の負担なく設備を導入し、設置・運営費用をEVユーザーからの利用料で賄うモデル。）

1 事業の概要

- ・ 集客施設や滞在時間が比較的長い施設を中心に電気自動車用充電設備を整備する。
- ・ 選定された実施事業者が国補助金を申請し、採択された後に各県有施設において最適な口数を設置する。
- ・ 充電設備の設置から管理、運営までを実施事業者の負担により行うため、県負担の抑制につながる。

2 対象施設（11施設予定）

- ・ 動物愛護管理センター
- ・ 障がい者交流プラザ
- ・ あすたむらんど徳島
- ・ 産業観光交流センター（アスティとくしま）
- ・ 美馬野外交流の郷
- ・ 中央テクノスクール
- ・ 西部テクノスクール
- ・ 南部テクノスクール
- ・ 農林水産総合技術支援センター
- ・ 木材利用創造センター
- ・ 南部防災館

3 公募スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 募集要項の公表 | 令和 5 年 12 月 19 日 |
| ・ 参加申込の締切 | 令和 6 年 1 月 9 日 |
| ・ 提案書提出の締切 | 令和 6 年 1 月 22 日 |
| ・ 候補事業者の決定 | 令和 6 年 2 月上旬頃 |
| ・ 各施設への現地調査等 | 令和 6 年 2 月下旬頃 |
| ・ 国補助金申請、充電設備設置 | 令和 6 年 4 月以降 |

4 その他

- ・ 候補事業者の決定にあたっては、学識経験者を含めた選定委員会において提案内容の審査を行う。